

1. ガイドラインの目的と役割

- 目的: 本ガイドラインは道路の質的向上を図り、もって美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造等に寄与すること。
- 役割: 道路管理者が道路附属物等の設置や更新等の場面において準拠すべきガイドラインおよび道路景観向上のための取組みの底上げ。

2. ガイドラインが対象としている道路附属物等の種類

- 防護柵、照明、標識柱、歩道橋およびその他の道路附属物等(遮音壁、落下物防止柵、防雪柵、ベンチ、バス停上屋、視線誘導標、立入防止柵、道路反射鏡、舗装・路面への表示)を対象とする。
- 全国全ての道路を対象とし、新設、改築のみならず、維持修繕や災害復旧においても適用する。

3. 景観的配慮の基本理念

- 道路景観全体の向上を図る観点から以下の8つを基本理念とする。
 - ・道路附属物等は道路景観の脇役である。
 - ・景観と安全性を両立する。
 - ・代替策も含め道路附属物等の必要性を十分に検討する。
 - ・道路附属物等の集約化・撤去を検討する。
 - ・人との親和性に配慮する。
 - ・機能性・経済性に配慮する。
 - ・地域の景観特性に応じた基本色を設定し、形状や色彩を検討する。
 - ・沿道の関係主体との連携による道路景観の連続性を確保する。

4. 沿道の特性と道路の景観

- 道路景観を沿道の特性によって以下の通り分類する。
 - ・建築物が連担する市街地と建築物が点在する郊外部である「市街地・郊外部」と樹林地や田園等、自然的環境が卓越する地域である「自然・田園地域」に大別する。

5. 道路附属物等のデザイン(次頁に続く)

【配置・形状】

- 道路附属物等全体に関する基本的な方針
 - ・必要性を十分に検討するとともに、集約化の検討を行い必要以上に設置しない。
 - ・付加的な装飾は抑制し、シンプルな形状とする。
 - ・周辺への眺望確保の観点から一定の透過性や存在感や圧迫感の低減に配慮する。
 - ・歩道に設置される場合等には、人との親和性に配慮した、形状や材質とする。

▶ 景観に配慮した道路附属物等ガイドライン（案）のポイント②

5. 道路附属物等のデザイン(前頁からの続き)

【色彩】

○鋼製防護柵、照明、標識柱等について推奨する4つの基本色(基本色名称と標準マンセル値)

- ・ダークグレー:10YR3.0/0.2
- ・オフグレー:5Y7.0/0.5
- ・ダークブラウン:10YR2.0/1.0
- ・グレーベージュ:10YR6.0/1.0

※地域の特性に応じた適切な色彩を選定することが基本であり、上記以外により適切な色彩があれば、その色彩を採用する。

※オフグレーが「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」において推奨した鋼製防護柵の3色から本ガイドラインにおいて新たに追加された。

○歩道橋について推奨する基本色

- ・周辺景観や道路の構成要素に配慮し、存在感を抑える10YR系の中明度低彩度を推奨。
- ・高欄部が鋼製の場合には桁の色彩よりも明度のみ2.0以上明るく塗り分けるかアルミやステンレスなど錆び難い材料を素材色のまま使用する。

6. 道路附属物等のデザイン調整

- 道路全体としての景観の質の向上を図るためには、同じ種類の道路附属物等同士はその形状・色彩の統一を図り、道路占用物件を含む種類の異なる他の道路附属物等の関係性を整える。
- 近接する道路附属物等の設置主体が異なる場合には、関係者間で協議・調整を行ない、相互の関係性を整える。

7. コストと維持管理

- 道路附属物等は、経年的な劣化や事故等による変形または破損が想定される施設であるため、設置に係るコスト(イニシャルコスト)のみならず、維持管理、修繕に関わるコスト(ランニングコスト)をも十分に考慮する。
- 道路附属物等に使用される各種の素材の特性を考慮した適切な維持管理を行うことが基本であり、形状や素材、色彩を検討・決定する際には、点検のしやすさも考慮する。

8. 暫定供用時の景観検討

- 工事中や暫定供用中に設置される置きガードレール等の仮設的な施設は、一時的な対応となるが道路景観のイメージを高める施設を選定する。

9. 景観に配慮した道路附属物等整備の進め方

- 本ガイドラインに示された事項に基づいて道路全体に係る景観マスタープラン等を策定し、景観に配慮した道路附属物等の新設、更新においても一貫した考えに基づいて行う。
- 独自の指針等を策定していない道路管理者においては、本ガイドラインに準拠して道路附属物等を新設・更新する。